相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市宇賀浦町二二番地一、最後の住所北海道函館市昭和四丁目四八番一号
被相続人　亡　青山　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
北海道函館市時任町二番八号山崎総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　車　福順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字新川町二四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　南雲　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四いわきニュータウンセンタービル一階
相続財産管理人　司法書士　三浦　一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市富士見町小暮一六八九番地三、最後の住所群馬県前橋市富士見町小暮一六八九番地四
被相続人　亡　坂庭　寿樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永島　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県桶川市北一丁目一八六八番地、最後の住所埼玉県桶川市大字坂田一六〇九番地の九
被相続人　亡　鈴木　洵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
事務所東京都文京区小石川二丁目二番一三―一一〇二号柴田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市佐竹町二一番地、最後の住所東京都豊島区南大塚二丁目三六番二―一〇〇四号
被相続人　亡　武石　千枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号
今朝ビル九階辻誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区宮前二丁目六六九番地、最後の住所東京都杉並区宮前二丁目二番一号
被相続人　亡　小野　博巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号
今朝ビル九階辻誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区宮前二丁目六六九番地、最後の住所東京都杉並区宮前二丁目二番一号
被相続人　亡　小野　博巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号
報友ビル三〇三号東京クローバー法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市周布一四四九番地、最後の住所東京都中野区沼袋二丁目二〇番八―五〇三号
被相続人　亡　藤岡　且義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
埼玉県川口市本町四丁目一番六号第一ビル三階C川口総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片山　直紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市周布一四四九番地、最後の住所東京都中野区沼袋二丁目二〇番八―五〇三号
被相続人　亡　藤岡　且義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号
報友ビル三〇三号東京クローバー法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市佐竹町二一番地、最後の住所東京都豊島区南大塚二丁目三六番二―一〇〇四号
被相続人　亡　武石　千枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日
事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号
今朝ビル九階辻誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区宮前二丁目六六九番地、最後の住所東京都杉並区宮前二丁目二番一号
被相続人　亡　小野　博巳